

平成29年第2回八千代町議会定例会会議録（第2号）

平成29年6月14日（水曜日）午前9時02分開議

本日の出席議員

議長（9番）	大久保 武君	副議長（2番）	国府田利明君
1番	増田 光利君	3番	大里 岳史君
4番	廣瀬 賢一君	5番	大久保弘子君
6番	上野 政男君	7番	中山 勝三君
8番	生井 和巳君	10番	水垣 正弘君
11番	小島 由久君	12番	宮本 直志君
13番	大久保敏夫君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

なし

---

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	教 育 長	赤松 治君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	柴森 米光君	秘 書 公 室 長 兼 秘 書 課 長	谷中 聰君
総 務 部 長	鈴木 一男君	企 画 財 政 部 長 兼 ま ち づ く り 推 進 課 長	野村 勇君
保 健 福 祉 部 長	相田 敏美君	産 業 建 設 部 長	生井 俊一君
総 務 課 長	中久喜 勉君	消 防 交 通 課 長	宮本 克典君
税 務 課 長	鈴木 衛君	財 務 課 長	中村 弘君
福 祉 課 長 兼 健 康 増 進 課 長	宮本 正美君	長 寿 支 援 課 長	青木 喜栄君
国 保 年 金 課 長	塚原 勝美君	産 業 振 興 課 長	渡辺 孝志君
都 市 建 設 課 長	木村 和則君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高野 実君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	鈴木 忠君	給 食 セ ン タ ー 所 長	青木 一樹君
総 務 課 参 事	生井 好雄君	財 務 課 主 査	安江 薫君

---

議会事務局の出席者

議会事務局長 秋葉 松男 補 佐 小林 由実  
主 幹 田神 宏道

---

議長（大久保 武君） 引き続きご参集くださいます、まことにありがとうございます。  
す。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、  
これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

#### 議 事 日 程 （第2号）

平成29年6月14日（水）午前9時開議

#### 日程第1 通告による一般質問

---

議長（大久保 武君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨  
害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し  
上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮  
影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。

また、本日の会議におきまして、町広報係による写真撮影を許可いたしましたので、  
ご了承願います。

ここで、脱衣を許可いたします。

---

#### 諸般の報告

議長（大久保 武君） これから諸般の報告をいたします。

去る6月12日に実施した議員視察研修についてご報告いたします。

この視察は、今定例会に上程されております給食センター建設費を含む補正予算の審議に当たり、改めて現状の施設の把握や新しい学校給食衛生管理基準に基づき運営されている施設について情報収集するため、実施されたものであります。

まず、八千代町立学校給食センターにて、青木給食センター所長より、施設の現状と課題について説明を受けました。昭和46年の開設以来45年以上が経過し、老朽化している当施設では、近年求められている衛生管理基準やアレルギー対応食などのさまざまな価値観に応えることができないとのことであり、施設の更新は急務であると再確認いたしました。

次に、平成26年4月に供用開始した最新の給食センターであるつくばすこやか給食センター豊里を視察してまいりました。当施設においては、調理作業工程に沿ったワンウェイの動線を確保し、汚染区域と非汚染区域はパススルー方式により食材のみを受け渡すなど、衛生管理を徹底し、給食の提供を行ってまいりました。

また、食物アレルギー対応にも熱心に取り組んでおり、「食物アレルギー対応マニュアル」を策定した上で、独立したアレルギー調理室を設置し、卵と乳製品の除去食を提供してまいりました。近年の大きな課題であり、担当者の説明では供用開始当初は9食であったが、現在では23食と年々増加しているとのことであります。

以上、つくばすこやか給食センター豊里の施設概要について申し上げましたが、当町の給食センター施設更新事業にも大いに参考となるものであります。

議会各位におかれましては、このような先進事例に倣い、児童生徒への安全安心な学校給食の提供を考慮の上、明日の審議に当たられることを望みます。

結びに当たり、研修に参加いただきました町執行部の皆様を初め、時間を割いて研修にご協力いただきました関係者の皆様に対し、お礼を申し上げ、議会議員視察研修の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

## 日程第1 一般質問

議長（大久保 武君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

順序に従いまして質問を許します。

初めに、14番、湯本直議員の質問を許します。

14番、湯本直議員。

(14番 湯本 直君登壇)

14番(湯本 直君) 議長の許可をいただきましたので、通告してある順に従いまして一般質問をしたいと思います。

私の通告は、生活保護法、そして国民健康保険税の滞納問題ということでお願いをしたわけですが、生活保護法というのは非常に大変な問題であると同時に、これは日本国憲法でも保障されておるわけでございます。私なりに日本国憲法を考えてみると、これは昭和21年の11月の3日に公布されておるわけございまして、当時は内閣総理大臣だった吉田茂さんが大臣のときにつくったわけでございますが、私は憲法記念日というのは11月の3日というふうに考えていたのですが、よく憲法を見てみると、公布は11月3日でも施行は半年後に施行するようになっていきますので、やっぱり5月の3日が憲法記念日ということで現在は制定されておるようでございます。

でも、この憲法も103条もあるのです。これはなかなか難しいような問題もあろうかと思うのですが、第1章を見てみると天皇の問題、これは1条からずっと第8条まで天皇に関する問題。あるいは、第2章では戦争の放棄の問題、今これは新聞等でもいろいろ第2章、戦争の放棄の問題では、第9条の中で非常に国会でも大騒ぎして、今憲法改正の問題がされておるわけございまして、9条等を見てみると、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と、こういうふうに第9条にはうたってあるわけでございます。その目的、いわゆる「前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と。また、「国の交戦権は、これを認めない」ということで第9条に、憲法に明記されておるわけですが、自衛隊の扱いをどうするかということで、今憲法改正の問題も大きくクローズアップされておるわけでございます。

同じようにずっと見てみると、第3章では国民の権利及び義務、そしてこれは第10条から第40条まであるわけです。中身を順に調べてみると、14条には、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は政治的、経済的關係において、差別されない」と。同じく25条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と。26条でも、「法律の定めるところによって、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と。「すべて国民は、法律の定めるところによって、

その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。また、義務教育は、これを無償とする」と、このように書いてあるわけでございます。

それで、日本国憲法103条あるわけですが、非常にすばらしい憲法だと。しかも、日本が昭和20年の8月に敗戦という初めてする、見る惨めさの中から立ち上がって、1年ちょっとで憲法を改正して、日本のあるべき姿というものをつくり上げたわけでございます。私どもも、ちょうど義務教育を受けた時代は、いわゆる帝国憲法、明治の時代につくった憲法のもとには私は義務教育を受けた一人でございますが、この新しい憲法を見てみると、非常にすばらしいというふうには言わざるを得ないわけでございます。これからもひとつ、人間の持てる力というものを、お互いに協力し合って、日本のあるべき姿というものをみんなの力で支えていかなければならぬと思います。

こうして日本が敗戦国から立ち上がって、しかも昭和39年にはオリンピックを開催できた。すばらしい。これは、やはり大和民族、日本人の魂、努力の結果だと、私はそう評価しています。これからの日本は、非常に世界が一つの立場で進んでいかなければならない今の状況下であり、これを私は一議員としてここで申し上げるわけではございませんが、我々議会としても法のもとに一生懸命皆さん方の福祉の向上のために勉強し、戦っていかなければならぬと、こういう覚悟でございます。

国民のいわゆる知る権利、あるいは経済的な関係から申し上げますと、やはり生活保護という問題については非常に難しい問題がある。生活保護というのは、既に皆さんご承知かと思うのですが、生活保護には種類が幾つもあるわけですね。生活扶助と教育扶助、あるいは住宅の扶助、医療の扶助、あるいは介護の扶助、あるいは出産、あるいは葬祭関係の扶助と、8種類ぐらい扶助の種類があるわけでございますが、いわゆる生活保護の決定をするという場所があるわけですね。その生活保護の決定をするのは、市は実施機関ということで福祉事務所を持っておるわけですが、県と市はそういう形で福祉事務所を設置しなければならないという法のもとで設置されておるわけですが、町村は福祉事務所はありませんので、いわゆる県の出先機関である福祉事務所をお願いをして、そして委託をしておる状況です。そういう形で、法の実施機関として福祉事務所に委任しているというのが現在の状況だと思います。

保護の手続ということになると、非常に要保護をするにしても、いわゆる義務教育の扶助をもらうにしても一定の手続が必要になってくるわけですが、申請をするのは家族の中で扶養義務者、その他同居の親族の申請に基づいて行われるのが通常ですが、保護

の可否を決めるとか、そういうものを決めるのには、やはり申請が受理されてから福祉事務所が家庭訪問などを行って、生活の状況あるいは資産、収入の状況等を調べてお聞きして、どんな保護が必要なのかと。そういう問題を調査をするわけですが、その調査に基づいて、保護を必要とするかどうか。あるいは必要とする場合には、どんな種類の保護が必要なかどうか。あるいは必要な場合には、どんな種類の保護にどの程度、どういう方法で行うことがよいかを決定するわけですが。

その後、決定については文書で申請者に通知をする。あるいは、保護を必要としないのだということ判断をしたときには、申請者にどういう形で通知をしているかということも調べてみたのですが、申請者にやはり通知を出さなければならない。いわゆる申請者に、申請があった日から原則として14日以内に遅くとも申請者に届くように行わなければならないというふうに書いてあるようでございます。しかも、30日以内に申請者に届くように行わなければならないと。30日たっても通知がないときはどうするか。申請が却下されたものとみなして不服の申し立てをすることもできると。いわゆる非常に人権というものを尊重しておるわけでございます。

当町においても、本人の申請はもちろん、福祉事務所に行くまでの間は民生委員さんの力によっていろいろ指導されて、それから生活保護事務所の申請に入るかと思うのですが、そういう問題を一つ考えたときに、どういう形で町が今後進んでいくか。よろしくひとつ今の状況を見て、生活保護者のまづプライバシーの問題もありますので、何件くらいあって、あるいは住宅扶助をもらっている人が何件かと。普通一般の生活扶助というのが多いと思うのですが、あるいは教育関係の扶助をもらっている人、介護としての扶助をもらっている人、わかる範囲で結構ですから、ひとつ事務局の説明をお願いしたいと思います。

それから、次に国民健康保険制度ということで1つお聞きしたいのですが、私も国保の運営協議会に出ていますが、国民健康保険制度というのをずっと歴史を振り返ってみると、一番最初は昭和13年ごろだと思うのですが、相互共済の精神によって市町村の住民を対象に、病気あるいはけが、出産、死亡等の保険給付を行う社会保険制度であるわけですが、いわゆる相互共済を受けやすい市町村を単位として当時はつくったわけですが、保険組合の組織の中でいろいろ事情があり、昭和20年の終戦後の厳しいインフレの中で、事業を休廃止する組合というものが相当続出しまして、制度の存続が危ぶまれたと、そういう経緯があるわけですが。

昭和23年に、この制度の抜本的な改正が行われまして、任意の保険組合から市町村公営の体制に切りかえられて、国において市町村公営に切りかえたかわりには、国も財政援助をして強化するなどの処置がとられたわけでございます。

さらに、昭和32年に国民皆保険という形で策定されまして、国保事業を市町村の義務的の事業として行われておるわけでございます。国の責任というのを明確にして、療養の給付、あるいは国庫負担制度の改善をし、調整交付金の制度の創設等をつくって事業内容の統一が行われたわけでございますが、新しい国民健康保険法が昭和33年12月に公布されて、昭和34年の1月からそれが施行されたのですが、今度はまた市町村の国民健康保険事業から県の事業に移行されるわけでございます。やはり事務を行うのは市町村自体のようですが、保険料という形で納付しているところと、保険税という形で2本立てというか、保険料と保険税という形で徴収しているところがあるようですが、これはやはりどちらも目的税でございますので同じなわけですが、この賦課方法に大した差はないと思うのですが、初めてできた国民健康保険制度から今回の改正で約120年ぐらいたっている。そういう大改革になるわけでございますが、ご案内のとおり今回の国会でも民法の改正というの120年ぶり改正されて、飲み屋の会計などは3カ月か5カ月でなくなるものが5年間に統一されたようです。

そういうふうな大改革をする時期に全て来ているのかなと、そういう感じがするわけでございますが、今度ひとつ市町村から県のほうに運営そのものが、実際的には市町村が主体でやるにしても、県が運営する形で国保の会計が行われるわけですが、恐らく滞納問題、いわゆる一番大変だと思うのです。今は保険証を3カ月とか、あるいは半年とか、あるいは1カ月とかというような形で処理をしているようですが、今後そういう処理の方法は県になっても同じであるかどうか。あるいは、滞納の処分については、いわゆる財産を差し押さえして、それを競売にして保険税を徴収するのは、やっぱり町長なのか知事なのか。そういう大きな問題も出てきますので、まず町の考え方をひとつお聞きしたいと。それによって、さらにまた再質問したいと思いますので、よろしくひとつお願いしたいと思います。

議長（大久保 武君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 相田敏美君登壇）

保健福祉部長（相田敏美君） 議席番号14番、湯本直議員の通告による一般質問にお答えします。

生活保護について、保護を受ける手続についてでございますが、生活保護は病気やけがで働けなくなったり、離別や死別で収入がなくなったり、年をとり収入が少なくなったりなど、いろいろな事情で生活費や医療費の支払い等に困ることがあります。このようなときに、自分たちの能力や資産などを活用し、精いっぱい努力しても、なお生活ができない場合に、国が一定の基準に従って最低生活に不足する分についてお金を支給したり、医療や介護を受けられるようにするとともに、一日も早く自分の力で生活しているように手助けをする制度であります。

保護を受ける手続につきましては、現在居住している市町村に申請することになります。本町の場合、受理した保護申請書に意見書や調査書を添付しまして、生活保護の実施主体であります県の福祉事務所（県西県民センター境分室）に進達いたします。

次に、生活保護の決定についてでございますが、福祉事務所は進達された申請書をもとに、地区担当員が申請者宅にお伺いして調査を行います。調査の主な内容は、家族の収入状況、資産の有無、親、子、兄弟姉妹からの援助、年金額などを調べて、国が決めている基準をもとに、世帯の最低生活費と収入を比べて、保護が必要かどうかを決定します。福祉事務所が保護の申請を却下した場合、決定内容に納得できないときは、決定があったことを知った日の翌日から数えまして3カ月以内に不服の申し立てをすることができます。また、1度却下されても、その後、世帯の状況に変化があれば、再度申請することも可能となります。

次に、福祉事務所の動きと町の対応についてでございますが、福祉事務所は地区の担当員、ケースワーカーでございますが、を配置しまして、保護の決定に必要な調査を行います。また、保護を受けている世帯が、生活の維持、向上や自分の力で生活できるようになるためにはどうすればいいかを一緒に考え、必要な助言や指導を行います。町は、申請前の困窮相談や申請手続についての相談受け付けが主になりますが、福祉事務所と連携しまして、調査や被保護者宅への訪問にも同行しています。また、民生委員の方にも定例会において生活保護制度の理解促進を図り、生活に困窮されている方への相談や助言をお願いし、必要に応じて町への連絡や情報提供をお願いし、困窮者の支援に結びつけているところでございます。

それで、ご質問にありました生活保護の町の中の状況ということでございますが、それぞれの件数ということでご質問をいただきました。まず、生活保護の世帯数でございますが、28年度63世帯、77人でございます。

それから、それぞれの扶助の件数ということでございますが、こちらは実際の支給状況という形でまとめたものがございますので、そちらを答弁させていただきます。生活に必要な部分ということで生活扶助は3,381万5,000円、住宅にかかわる住宅扶助は1,209万8,000円、教育扶助は41万2,000円、医療扶助、これは17万7,000円。こちらにつきましては、実際に医療機関への支払い、受診をいたしまして支払う場合には、県全体で管理しているという状況もございまして、八千代町の方だけを計上することはちょっとできないということなものですから、診断書の代金とか、そういうものの費用をこちらで今報告させていただいております。それから、葬祭の扶助は17万3,000円。その他ということで、施設の入所とか生業扶助という形で611万2,000円と、このような状況になっております。ご理解のほどよろしく願いをいたします。

次に、国民健康保険税の滞納についてでございますが、国民健康保険制度改革により平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、国保制度の安定化を図ることとされ、市町村は地域住民との身近な関係のもと、資格の管理、保険給付、保健事業、それから地域におけるきめ細かい事業を引き続き実施することになりました。したがって、市町村が実施する事務は従来とほとんど変わりません。そのまま継続されることとなります。

国保税の決定、賦課、徴収につきましても引き続き市町村が行うことになっておりますので、国保税の納付がおくれた際の対応につきましては、一連の督促、催告、滞納処分は地方税法及び国税徴収法に準拠した形で町が事務を執行いたします。

また、国保税を滞納している被保険者につきましては、国民健康保険法第9条第6項の規定及び八千代町国民健康保険短期被保険者証交付要綱の規定によりまして、滞納状況、納税相談内容、分納実態等を勘案しまして、短期被保険者証、被保険者資格証明書を交付しております。

こちらにつきましても、同じような形での状況になりまして、平成28年度における短期被保険者証の交付状況は157世帯、953枚、被保険者資格証明書の交付状況は10世帯、10枚でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 再質問ありますか。

14番（湯本 直君） 以上でいいです。

議長（大久保 武君） 以上で14番、湯本直議員の質問を終わります。

ここで、答弁関係課長の退場を許可いたします。

次に、13番、大久保敏夫議員の質問を許します。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） 議長の許可をいただきましたので、3項目にわたる一般質問をさせていただきますと思います。

1番目、2番目については、今までにおいても何度となく質問している部分でありますけれども、この問題については新聞等も含めた中で報道された分、あるいはまたこの会議場で申し上げた部分、あるいはまたその当事者にかかわる部分も、考え方も含めて端的に、余り時間のかかるあれではございませんので端的に申し上げて、まず今における町長の意見を、考え方というか、今持っている感想をお聞きをしたいと思います。

個人情報保護法について。この問題については、町長においては、いわば私も個人情報保護法についての考え方を質問で、また警察等に被害届を出すと、そういうふうな話もしておいたわけでありすけれども、さきの12月の議会で町長、あなたは私に対して、お好きなようにどうぞということを申し述べていたわけですか。私は、それを受けて弁護士をつけて、今年の2月の中旬に水戸地検に、いわば個人情報保護法に基づいた中での事柄について告訴してあります。そういうことについて、町長はどのようにお考えなのか。私に対する個人情報のいわば機密漏えいをしているということはないのだというふうな考え方はいまだに変わらないか、その1点だけお聞きしたいと思います。

続いて、県迷惑防止条例についてでありますけれども、これは歌手の三城ゆり子さんとのやりとりの中で、検察においては不起訴としました。しかし、検察審査会においては不起訴は不当だと、こういうふうな考え方は、決議ですね、いわば議決と言うのだそうではありますが、新聞等にも書いてありますけれども、議決がなされて、水戸検察庁に差し戻しをされております。これについても、あなたはやっていないというふうな考え方に変わらないのか。それとも、いや、実際そういうことがあったのだけれども、というお考えなのか。その1点だけお聞きしたいと思います。

もう一つは、副町長について。3月議会で、私も一般質問で申し上げて、町長のほうから副町長に出すべき人間の名前も言われたわけですがけれども、そのことはさておいて、副町長と、今町の4月1日からここに居並ぶ5部長、5部において5人の部長が誕生し

ているわけですが、その流れを受けて、今八千代町では4月1日から5部制で動いております。それにおいて、この5部制のことと、将来において副町長という存在はどのような感じを今持っているのか、その3点だけお聞きしたいと思います。

議長（大久保 武君） 秘書公室長。

（「秘書公室長には聞いてないだよ、町長だよ。秘書公室長には求めてない、この件。今町長に聞いている。ここに書いてあるけれども、再質問で聞くからいいよ。町長だけでいいよ。それだけでいい」「通告書には書いてあったのだよな」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 町長。

（「再質問で聞くからいいのだよ。再質問で聞いてやるから大丈夫だよ、心配するなよ」「下からやっていくのが順序なんだけど」「下からでも、聞いてめえよ。再質問で聞くのだよ、再質問。町長の考え方だけを聞けばいいんだよ」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 秘書公室長を先に。

（「どっちからでもよかっぺ」と呼ぶ者あり）

（秘書公室長兼秘書課長 谷中 聰君登壇）

秘書公室長兼秘書課長（谷中 聰君） 議席番号13番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答え申し上げます。

副町長の人事ということでございますが、町長が判断し、選任案を議会に提出して同意をいただく事案ということでございます。それ以外には、以上で。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席番号13番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えします。

初めに、個人情報保護法に関しては、個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的に制定されたものであります。

当町においては、この法律の第5条、地方公共団体の責務の規定及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に準じて、平成17年3月25日に八千代町個人情報保護条例を制定し、平成27年9月、平成28年3月の条例改正を経て、現在に至っているもの

でございます。

この条例の規定に従い、個人情報の適正な取り扱いについて必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護を図り、もって個人の権利及び利益の侵害を未然に防止し、個人の尊厳の確保とともに、町民の基本的人権の擁護に資するよう努めております。

次に、県迷惑防止条例の検察審査会の審査に関する件につきましては、現在のところ状況を見守っているところでございます。

次に、副町長の人事については、ご承知のとおり現在空席になっておりますが、私としては八千代町の行政組織の強化を図る上で大変重要で必要な役職であると考えております。

3月の定例会では、さまざまな状況を慎重に検討した結果、提出しませんでした、選任する際には、議会の同意を得ることになりますので、議員各位のご理解、ご協力を何とぞよろしくお願いいたします。

以上であります。

議長（大久保 武君） 再質問ありますか。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） 3項目にわたって、今町長、それから谷中公室長から答弁をいただきました。個人情報保護法に基づいた部分については町長に、町長が言われているのは議会も含めてつくった個人情報で、もともとわかっている話で、私が聞いているのは条例がどうだのこうだの言っているのではない。あなたが私に対する個人情報というか、あなたが今申し上げた、こういう制度というか条例をつくって、公僕たる者の、地方公務員に属する人たち、町長を初めとする人たちの、いわば身分においては決して個人情報を漏らしてはならないと。

町長は町長室で、あるいはどこかの酔っぱらった席でしゃべってもいいことになっているのです。町長は、身分なきいわば役職なのです。地方公務員法に基づいた中にはあなたの縛りはないのですよ、町長の。何しゃべってもいいのですよ。何しゃべってもいいのだけれども、誰かにそれを命じて自分が知り得たものを、あるいはまたその職員が、第三者、その本人の前の人間にしゃべらせてはならないという、漏らしてはならないというものがあるのです。

私はそのことに基づいて、自分が今個人情報保護法に基づいた秘密の部分、町長が

言われる一つの流れに乗っていくと。地方税法第22条、刑法第65条第1項の規定に当てはまる中で町長が、あるいはそれに関する職員も含めた中で、私の情報を漏らしたと。それを私は、言った言わないの話ではなくて、それを見た証人もしくはそれに遭遇したときの録音テープをつけて、私は水戸検察庁に告発・告訴したのですよ。

あなたが身に覚えあるのか、やったかやらないかの話を言っている流れからすると、町長に私が聞いていることについて、町長は今何て答えました。初めての質問が無駄ですよ、私にすれば。地方税法だとか公務員法の問題とか、そんなものは誰でも知っているでしょう。みんな誰でも手元に持っているのだもの。私が言っているのは、町長が私に対して第三者を介して私の個人情報、いわば秘密情報を漏らしたことがあるかどうかということを知っている。そのことを、単なる条例の話をしているのではなくて、私自身からすれば、町長が自宅でしゃべったり役場でしゃべったり、そういうことを一言一句漏らさず、私は証人を、聞かされた者をもってして、弁護士をつけて告訴・告発しているのですよ。大変なことですよ。

酒飲み話でも、何かで感情が高ぶったときに町民の個人的なプライバシーや、ましてや地方税法に基づくものの、先ほど湯本議員がおっしゃられたいろいろな事柄も、場合によっては今の町長の考え方に沿うと、そういうものもだだ漏れしているおそれがある。私はそれを心配しているのですよ。非常に大事なことですよ。

この問題は、町長、私は何回も注意したでしょう。町長は、あるいは役場職員は漏らしていないのだと。ここにいる議員さん方も全部、私の質問に町長が答えたことを何回も聞いているはずですよ。町長は、私においても町の職員においても、一人たりとも漏らしてはおりませんと。そして、あげくの果てに言った、言い放った言葉が、告訴でも何でもお好きにどうぞと。昨年12月の定例会で町長は私に言い放ったのですよ。私のつくり話だと思われるから、私はそこまで町長がおっしゃるのだということで、私は告訴したのですよ。身に覚えがあるのかないのか、その点について答弁下さい。

続いて、県迷惑防止条例に基づいた三城ゆり子さんについての事件について、検察審査会は先ほど言ったように不起訴は不当という議決を出しました。これについては、多分町長も呼ばれているのだと思います。不起訴された、不起訴までに、持ち込む話になるまでに呼ばれたことが何回あるのか私はわかりません。あるいはまた、検察審査会に被害者は、不起訴は不当だということで、三条さんは検察審査会に申し出をした。検察審査会ではどういうふうな構成でやるのかわかりませんが、多分司直の方々は誰

も入らずに、法曹界は入らずに、純粋な民間人が構成メンバーとして、多分検察審査会が行われているのだと思います。それを経て出された結論が、不起訴は不当だということですね。

先日、前回のいわば一般質問で国府田議員もおっしゃられたように、検察審査会における報告書の中には町長の供述調書がないと、おかしいと、そういう話なのだそうです。大きな新聞と、あるいはまた関係者のお話を聞いてみると、町長、あの新聞にも書いてあったでしょう。茨城新聞と朝日かどうかだったと思うのですが、外形的な部分は認められると、外形的な。外形的なというのは、三城ゆり子さんの胸を開いて1万円札を入れたと。しかし、検察の出した結論は、本人が羞恥心、辱めを受けたという気持ちは持たなかったのではないかと。しかし、現実には、当人は物すごい辱めを受けたのだというところがあるわけですね。

当時の話の流れを再現すると、胸をあけて1万円札を入れて、のぞき込んでいるとお尻をさわった、股間もさわったと、そう言われているのです。それを受けた中で、その部分の目撃者の方々の証言というものが、信用できるかできないのかという話になったときに町長、ビデオテープにそれは全て載っているのだと。ビデオテープにその現実が、映像があるのだから、それは明らかにそういうことの実実はあったのだということになったのですよ、検察審査会の考え方は。

こういう考え方が町長、存在するそうですよ。町の組織を統括、代表し、町の事務を管理執行する最高責任者の立場にあり、町民の模範として、その品位や名誉を損なう一切の行為を慎むべき立場にあるのであるから、この事件については検察官としても、よくもう一回捜査を尽くしてやるべきだと。それは、このビデオテープをもってして事が立証されていると、こういう話があるのです。

それでもってして、わかりませんよ、私は。新聞で、聞くところによると、この不起訴不当という検察審査会における中での結論は、水戸検察庁において再度慎重に、なおかつ公平にやるべきだと。さらに捜査を尽くして、検察においては敢然と真相解明に取り組むべきであると。もってして、出した結論が、不起訴は不当なのだということがなされているわけです。このことを受けて、町長はどのようなお考えを、今の状況でどのようなお考えを持っているかということ、私は町長に聞いているのです。その推移を見て、あれしたいと。事の真相は、本当の真相は、町長、何が本当なのですか。また、これ以上私に踏み込ませた質問をさせないように答弁してください。

3つ目になります。先ほど谷中公室長に、1回目で聞くつもりはなかったのですが、町長のほうからも副町長の処遇というものを、感覚の中にあったわけですが、私は3月の一般質問、その後を受けた中でも議会の皆さんの考え方の中で、幾つかの考え方というか、議員さん方の仮説をですね、仮説。仮説ですから、私が想像したり、あるいはまたこういう気持ちもあったのかなという考え方を申し述べて、町長または谷中公室長にも一言いただければありがたいのですが、議会においては、私は副町長の人事案件が一般質問の中で、町長も出さないでいい名前を、出さないでいいというのは、谷中聰という名前を出さないでもいいという、個人的な人格の話ししているわけではないですよ。個人の名前まで私は聞いていたわけではないのですから。そういう中で、私は議会が物すごく町長に対して不信感を持っているというか、議会に対する、もう少し真摯に向かい合って物事を進めてほしいという思いがああときほど出たのは、私はないと思っています。

少なくとも八千代町の行政の執行機関のナンバー2を決めるのに、最終日に出そうとしていた。3月の予算定例会の中において、60億円から70億円近い予算審議をする大きな舞台の中で人事案件のナンバー2を出すのであるならば、少なくとも議会運営委員会。議会運営委員会に出すのが嫌なのであれば、初日の全員協議会で10項目にわたる協議事項があったのですから、そこに少なくともこういう案件を持っているのだと。ついては、ご賛同願えればありがたいと、こういう考え方が、私は議員の皆さん方の大多数だと思います。いや、何もいいのだよ。早くやると反対されるから、直前に出せばいいのだよと思ったかもしれませんよ。そういう人もいたかもしれません。

しかし、現実には私は、先ほど言った私の考え方、ましてや一部の議員から話が漏れ伝えられて、あるいは一般町民何人かから、副町長人事案件を最終日に出すらしいと、名前はこうだと。なぜこんな大きな案件を議決するのに、人事案件をするのに、まさか提出されれば議長から言われますから、人事案件ですから質問は最小限で、人格を傷つけないように、慎むようにと言われます。少なくともそのような中で、一般人から私に、あるいはまた何人かの議員に寄せられて。だから一般質問で私は聞いたのですよ。そういうことがあるのかと。

そうしたら町長は、谷中聰氏を出したいと思うのだと、こう言ったわけでしょう。谷中聰君の、秘書公室長に対する個人の人格や能力や、そういうものについて値踏みして話ししている話ではないのです。そこをやっぱりやるときはちゃんとしてもらわないと

というのが議会の考え方で、私はそれを、この後9月になるのか12月になるのかわかりませんが、私が申し上げたいのは、今部長になった、課長も20人近い課長が4月1日から誕生して存在しているわけです。少なくとも町長、副町長にするのであれば、やっぱり谷中君よりも十何人も年上の人を差しおいていくからには、それ相当の覚悟を持ってやらないと、谷中君がかわいそうです。町長決裁を、副町長決裁をもらいにくるのに、副町長より十何人も上の人たちが、上の人間が行く行政のさまというのは、私は今まで八千代の町政で見たことないですよ、助役制度においても。

小島議員もおっしゃられていましたけれども、何だったら県から呼べばいいのだと小島議員がいつも言っているようですが、それはそれであれですけども、そのような形でやっぱり一つの先ほど副町長というものの職に対する重大さ、あるいはまた町にとっても言葉を捉える流れからすれば、それはあったほうがいたのがいいのだと。町長の補佐役としていたのがいいのだという考え方がそこにあるのだというふうに私は承知していますけれども、もしそのような時期が来るのでしたら、最低でも議会運営委員会あたりから我々に相談をしていただいて、それなりの人格を持ってきた人に私らが軽々に、あれはだめだと言えるほどの人間の粗雑さを持ち合わせている議員はいませんよ。八千代町行政がめぐればいいですから、円滑に。その辺を町長、それはありますよ、政治的な部分とかいろいろな流れの。ケース・バイ・ケースで、敵も味方もないのだよと冗談紛れに言って、惜しくも先日亡くなった相沢政信君もそういうことを言っていましたよ。

その件を受けた中で、町長、私が言っていることが間違っているのか、あるいはまたそういう考え方が議員さんの中にあるのだということを見据えて、それはおめえらの勝手だという話なのか。そういうものを真摯に受けとめて、これからの人事行政に生かしていきたいと、こういうふうにお答えになるのか。その点お聞かせいただいて、もしまた再々質問も、答弁の仕方によってあれのときは、また質問させていただきます。

議長（大久保 武君） 秘書公室長。

（秘書公室長兼秘書課長 谷中 聰君登壇）

秘書公室長兼秘書課長（谷中 聰君） 議席番号13番、大久保敏夫議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、副町長人事につきましては、町長が判断して選任案を議会に提出し、同意をいただく事案でございます。

公室長の立場から一言申し上げます。議員もご承知のとおり、町長業務は大変激務で

ございます。また、町の行政組織の強化を考えても、副町長というポジションは重要であり、その必要性は強く感じているところでございます。

以上でございます。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 大久保敏夫議員の再質問に答弁したいと思います。

個人情報漏えいの件であります。12月の定例で私がどうぞと答弁したようにございますが、検察庁へ告訴・告発しているということでございまして、私としては個人情報は漏えいしていないと認識しております。

そのほか検察審査会の逆戻り、告訴は不当という判断でございまして、現在……

（「違うよ、町長。不起訴は不当。告訴が不当じゃなくて、不起訴が不当」と呼ぶ者あり）

町長（大久保 司君） 不起訴が不当ということでございます。検察庁の、現在のところ見守っている状況でありますので、上告された場合にはそれなりに対応したいとは考えております。

そのほか副町長の人事案件でございますが、通例では議会の議案の最終日に出すのが今までの例でありましたので、3月の議会には私はそういう状況で提出するつもりでありましたが、いろいろな事情を鑑みまして、副町長の人事案件については議案としては見送った経過がございます。今回いろいろ、最終ということでございますが、あした全協等もありますので、説明してから議会に諮りたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（大久保 武君） 最後に、再々質問ありますか。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） 議長の許可がありましたので、再々質問させていただきます。あと19分ですが、お二人まだ1時間ずつ時間を持っていますので、なるべく10分ぐらいで終わるようにしたいと思います。

町長の答弁を、最初の質問、そして再質問受けてお聞きしていますと、そういうことではないのだということでございますけれども、町長、私も町長を2期8年やった経験を持っています。そういう中で、今回のようなことを私らが言われた覚えはないのですが、

しかし現実にお互いに立場、立場の中でお話しすることと、町長と議員で、今のこの行政の中で、ましてや議会場で丁々発止を繰り返している中で、町長、やっぱり物事というのは知らぬ存ぜぬで済むことと、済まないことがあるのですよ。

あのやろうだから俺のことを、首を取っちゃうべえと思って、あのやろうだから、俺のことが気に入らないから、あのやろうだから俺のことをこういうふうに言うのだと。中にはありますよ。お互い私らの生きている人間の中では、私を好きな人間もいれば嫌いな人間もいる。町長、先ほど伺った守秘義務、秘密漏えいについて、私は議員の立場で、まして町長を経験した人間が、軽々におもしろづくにあなたを告訴・告発したのではないですよ。あなたが認めないので、なおかつ私に対する、いわば言動に対して、お好きに、告訴するなり告発するなりどうぞと言ったからしたのですよ。それをおもしろづくでやっているのではないのですよ。ちゃんと録音テープも、あなたの肉声でちゃんと、事細かくあなたしか知り得ない、役場の人間しか知り得ない数字をもってして、あなたは私の秘密を漏らしているのですよ。そういうことはありませんよと。事実であったときは町長、町長をおやめになりますか。それくらいの覚悟を持ってしゃべっているのですか。発言をなさっているのですか。もう一度お聞きしておきます。

2つ目の県迷惑防止条例の三城ゆり子さんの問題について、捜査の状況を見守っているということなのですね。私は、この問題というのはいろいろな人たちの思いも入っているのです。町長は、申し述べた考え方の中で言われた一つの意見を聴取されて、そういうことはありませんと。しかし、片側では歌手というのは、演歌歌手というのは一つのショーとして出演しているけれども、個人の人格はちゃんとあると。先ほど言ったお尻の話やほかの話を、そういうものを見せるストリップ劇場とは違うのだと断じているのですよ、目撃者は。それを、そんなはずはないと思って見たら、それが画像にちゃんと残っていると。だから、不起訴不当という答えになり得たのだらうと私は思っています。その件について、捜査のあれを見守っているというのであれば、それでまたいいでありますよ。

そして、先ほどの副町長の人事について、私が一般質問で言うと、必ず新たな動きがまた、町長がさっき申された。あした全員協議会を開いてもらって、その人事案件を説明したいのごとく私は受け取った。谷中聰君の、公室長の一つの名前が出てくるのか。3月の定例と同じような名前が出てくるのか。先ほど申し上げませんでしたけれどもね。少なくとも議会の考え方の中には、半年、1年ぐらい待って、そして谷中君を迎えてや

りたいという気持ちがあるのですよ。それを3カ月後の、もし、あした全く同じ手法で、突如として最終日に出してくるということについては、いかがなものかという議員さん方多いのではないかと。これについても一言お願いします。谷中公室長の答えは結構ですから。

先般の議会が終わった打ち上げ式の中で、私はこう申し上げたのです。こういう結果になったけれども、時間をかけてあれすれば、やり方によってはあなたの人格と人間性は認めるのだからと言ったら、あなたはこう言った。自分でも、このままではきついで、取り下げになってよかったと。あなたはこう申し述べたのだということ、私は一言だけ、それを聞いた議員さんも何人かいると言っておりますので、一言だけお話ししておきます。

あと10分になりましたので、最後に町長、この件についての答えは要らないですから、これにはね、このことは。私なりの感想を述べますよ。私は個人情報保護法について、秘密漏えいについて水戸検察庁に告訴してある。そして、三城ゆり子さんの事件についても、ある一瞬の時期検察庁から消えていったものが、審査会における結論の中で、また水戸検察庁に1つの事件として残っている。国府田議員も聞きましたけれども、国府田議員も常陽銀行における、いわば傷害事件についても下妻警察署に届けを出してあると。日本の国中どこを探しても、検察庁に刑事事件で2つの案件が同時にこうして調べられている。所轄の下妻警察署において、1つの刑事事件が預けられていると。日本を探しても、これだけの事柄を動いている市町村はないですよ。

時々あなたは最高裁まで戦うという表現を使うときがありますけれども、今は被疑者でありますけれども、被告人になって地方自治を運営した首長は、いまだに日本の歴史上にありません。

答弁もらって終わります。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 大久保敏夫議員の再々質問にお答えいたします。

機密漏えいの問題であります。大久保敏夫議員が告訴・告発しているということでございますが、私は個人情報を漏えいした認識は全然ありませんので、それは検察庁に任せて、向こうでいろいろ調べるのではないかと思います。

また、審査会につきましては、先ほど申したとおり、我々としても、三城ゆり子さん

の胸を開いたり、股間をさわったり、けつをさわったり、私も下妻警察が調べた経過等におかれましては、ちゃんとビデオも見ておりますし、いろいろ憩遊館の、歌手として私が招待した中での出来事でありまして、私も三城ゆり子さんがそういう気持ちでいればということでございまして、三城ゆり子さんとのつき合い等につきましては、憩遊館等におかれましては絶っている状況でありますので、今後検察審査会からの逆戻りということですが、水戸地検のほうに任せて、私としての個人的な考えは差し控えさせていただきます。

また、谷中聰君ということで名前出ましたが、先ほど申したとおり最初に出すのが筋でございますが、今回等におかれましては、あしたですか、議運に諮り、さらに全協に諮り説明して、議会に諮りたいと考えておりますので、提出したときには議会の皆さん方のご協力をお願いしたいと思います。

以上であります。

議長（大久保 武君） 以上で13番、大久保敏夫議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時34分）

---

議長（大久保 武君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午前10時47分）

---

議長（大久保 武君） 次に、2番、国府田利明議員の質問を許します。

2番、国府田利明議員。

（2番 国府田利明君登壇）

2番（国府田利明君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

一般質問に入らせていただく前に、先日亡くなられました前町議会議員の相沢政信さんのご冥福をお祈りを申し上げます、一般質問に入らせていただきたいというふうに思います。

私の項目は、3項目となっております。通告順序に従いまして質問をさせていただきます。大項目1の給食センター新設と給食費について。この質問は、前定例会でも質問した継続質問というふうな形になります。今、議会ではこの給食センター新設について、

大きな一つの事業として、町民を含めた中で取り上げられています。当町の給食センターは、築40年以上がたち老朽化が激しいとのことで、昨年7月より執行部から町長へ、町長から検討委員会へと検討をされてきた流れがあるわけであります。そして、今年度予算分、教育民生分での給食センター分については、議会で一部否決がされました。執行部からは、老朽化のため早急に新設をしたいとのことで説明を受けておりますが、この計画には非常に計画性のなさを感じます。

執行部の説明では、給食センターは8年前から老朽化が進んでいたと説明がありました。それを人的な対応で対応してきたが、現在は限界になってきているとのことで、新設プランが出てまいりました。町長からは、総合計画書に書いてありますと前定例会で答弁をいただきましたが、執行部より提案された3カ所の候補地の計画性のなさ、また8年前から問題視がされていたのであれば、単独調理場という選択肢を十分に検討するだけの時間はあったわけであります。また、センターを新設するにしても、候補地の場所を検討する時間も十分にあったわけです。この認識の薄さ。

学校等におかれましても、八千代一中、そして八千代東中と建設がされました。当町では人口減少に歯どめがかからず、児童数もどんどんと激減をしております。児童数、生徒数予測によりますと、平成29年1,938名、5年後の34年度によると1,645名と、約300名が減と予測をされているわけであります。将来を見据えたことを考えた場合、5年間でこれだけの生徒数が減り、10年後、20年後を考えますと、今この11億円もの膨大なお金を使い新設をすることは見直すべきだというふうに考えます。単独調理場等も含めたことを、きちんと数字まで出して検討をするべきです。そういったことを踏まえ、検討した中でセンター式が適正だとなった場合は、建設費を削減し、コンパクトにするべきだと思います。7億円の借金、そして町の持ち出し3億2,000万円、それを出しての新設は合理的ではないと思います。この今いる庁舎しかり、当町は地域性や人口と比較して規模に見合っていないと、町民からはそういった声が多く聞かれます。また、今定例会で3カ月間の短い期間で新たな予定地が、若地内で新候補地として挙がってきました。こういった町民からのさまざまな意見や声をもとに、質問に入らせていただきます。

教育次長に2点お伺いをいたします。1点目といたしまして、新しく新候補地が挙げられた経緯についてお伺いをいたします。

2点目として、単独調理場、いわゆる自校式について、どうして今までもっと審議や検討をされなかったのか。その2点をお伺いいたします。

そして、町長に2点お伺いします。町長は、この給食センター新設に当たって、何年後のことを想定して計画を進めているのか、そういったこと。

そして、この予算のまま計画を進めるつもりなのか、これをお伺いします。

続きまして、大項目1の(2)に当たる給食費の無償化についてお伺いをいたします。この質問は、前定例会で湯本先輩が質問をしたことと重複することがあるかと思うのですが、県内では大子町が無償化の取り組みに以前成功いたしました。現在では、第1子、2子が半額、3子は無償化というふうになっております。また、近隣市町村では境町を含む県内の自治体が、第3子からは給食費を無償化するなど行政サービス向上が、そういった動きが出てきております。膨大な給食センターを新設するのであれば、今のセンターを改築して給食費を無償化にしてもらったほうがよいという保護者も少なくはありません。

そして、町長にこの点を1点お伺いいたします。無償化について取り組んでいくべきだと考えますが、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

続きまして、大項目2の副町長の必要性、人事等について。当町は、副町長が欠員になり1年3カ月がたつわけであります。その間、公務は秘書公室長や総務部長が代役を務めていると伺っております。また、先輩議員たちからの、県から有用な人材を副町長として招き入れたらどうかという質問が、この欠員期間に提案がされたわけであります。私も半年前の昨年12月定例会で、副町長の欠員について質問をいたしました。町長からは、当面の間置かないと答弁があったわけであります。そして、その後の前定例会3月議会では町長より、副町長人事を検討し、議会最終日に上げるということで、非常な急展開に議会は驚いたわけであります。12月から3カ月間で、当面置かないとの答弁から一転したわけであります。こういった経過を踏まえて質問に入らせていただきたいというふうに思います。

まず、秘書公室長にお伺いをしたいというふうに思います。副町長の欠員によって生じる支障というのはどういったことがあるのか。

次に、町長にお伺いいたします。先ほどこの質問は、大久保議員さんが同じ質問をされましたけれども、あしたの最終日で上げると、人事案件を提出するのでご協力をお願いしたいといったことがありましたけれども、まず町長、この12月から3月の間で、3カ月間の間で、当面置かないというふうにおっしゃったことから一転したことについて、どういった動機、どういった理由があるのか。どうして変わられたのかということ、

答弁を願いたいというふうに思います。

続きまして、大項目3に当たります、町長による2つの告訴事件問題について。この問題は、1つは強制わいせつ県迷惑防止条例。これは、全国的にテレビや新聞等で大々的に報道がされ、現在は検察審査会では不起訴不当というふうな形になり、調査がされている問題であります。この事件により、八千代町は大きなイメージダウンをしたわけです。そして、告訴から今日に至るまで、何ら議会に説明もなく、町民への説明もありません。

そして、新たにもう一件、個人情報守秘義務違反。私は、今まで数度にわたり確認をし、質問してまいりました。町長からは、また執行部からは、漏えいは一切ないと答弁をいただいております。前定例会では、もし告訴された場合はどうするのかという質問に対し町長は、された場合はそのときに考えるというふうな答弁だったかと思っております。以後、実際に告訴がされ、現在水戸地検のほうで調査をしているというふうな形で私は認識をしておりますが、この2つの告訴事件は、町長みずからの行動や言動により招いたことですので、きちんと町長の口から切実な対応と説明等を求めてまいりたいというふうに思いますので、質問にはきちんと答弁を願いたいというふうに思います。

先ほどの、これも大久保議員の継続の質問の内容の流れの中で答弁があったわけですが、私のほうからは、町長は以前このわいせつ県迷惑防止条例に関しましては最高裁まで戦うのだと、そういったことをお口にしたことがある記憶があります。最高裁まで戦うということは、自分の身は潔白だと主張するということとイコールだというふうに私は認識をしたわけですが、町長は私人であるわけではないのです。公人です。どうして議会や町民への説明を今までせず、きちんと自分の身が潔白で最高裁まで戦うのであれば、ご説明を願いたいというふうに思います。

そして、2点目といたしまして、先ほど個人情報保護条例違反について、ないと認識しているというふうな形で大久保議員の質問に答弁をされたわけですが、ということは告訴されているということは間違いないということで、まず1点よろしいでしょうか。

そして、今後の対応はどういったふうに対応していくのかお伺いをいたします。

そして、最後に教育長にお伺いをいたします。前定例会で、この町長の強制わいせつ県迷惑防止条例等につきまして、児童への影響はないといった答弁をいただいたわけですが、これは何らかのデータや資料に基づいて答弁をされたわけでしょうか。一言答弁をきちんとお願いをいたします。

以上となりますので、わかりやすく、きちんと答弁漏れがないように答弁をしていただきまして、再質問、再々質問、必要を要するかと思いますので、わかりやすく答弁を願いたいというふうに思います。

議長（大久保 武君） 教育次長。

（教育次長兼学校教育課長 鈴木 忠君登壇）

教育次長兼学校教育課長（鈴木 忠君） 議席 2 番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えいたします。

初めに、給食センターの建設についてでございます。現在の給食センターは、昭和46年に建設され、45年以上が経過するとともに、平成21年の学校給食衛生管理基準の制定により老朽化及び衛生面での問題を抱えております。したがって、早急な建てかえが求められており、町では総合計画の重点事業として位置づけ、実施計画に基づき、基金の積み立てなどによる財政面も考慮しながら、事業実施に向け計画的に進めてまいりました。

議員ご質問の建設敷地選定の経緯でございますが、議会初日の全員協議会におきまして給食センター所長からご説明させていただきましたが、3月2日に検討委員会から答申書が提出され、候補地について検討を行ってまいりました。検討の結果、候補地2カ所については幾多の問題があり、建設敷地として適当でないとの結論から、最終的な判断として、第3の選択肢である新たな土地の購入ということになったわけでございます。そこで、敷地としての条件を精査しまして、全ての条件に合致するような土地を選定するため、関係部署による調整会議において検討を重ねてまいりました。その結果、法的要件及び周辺環境等の条件に合致する八千代町大字若地内の当該地が建設適地であるとの結論に達したわけでございます。したがって、今回の議会におきまして議員の皆様にご審議いただくようになったわけでございます。

続きまして、単独調理場の検討についてのご質問でございます。学校給食の運営方式としましては、議員がおっしゃるように共同調理場、いわゆるセンター方式と、単独調理場、いわゆる自校方式がございます。ご存じのように、本町では昭和46年の給食開始以来、共同調理場、いわゆるセンター方式で給食を提供しております。

単独調理場について検討しなかったのかとのご質問ですが、当然メリット、デメリットがございます。単独調理場、いわゆる自校式のメリットは、当然のことですが、配送の手間がないこと。それと、調理後すぐに子どもたちが喫食できるというメリットで

ざいます。

次に、デメリットについてですが、各学校への施設整備ということがあります。当然、初期費用が問題となっております。また、調理員の数も本町の場合、共同調理場方式と比較して1.5倍以上必要になるとのことでございます。さらには、栄養士の配置、光熱水費、修繕費、委託料、それから日々の洗剤や消毒剤等の消耗品の問題もございます。これらのことから、初期の施設整備費用及びランニングコストいずれをとりましても、単独調理場方式はコスト面で割高でございます。当然、当初検討には入れなかったということもございます。また、給食センター建設検討委員会におきましても、単独調理場等のご意見はございませんでしたので、申し述べさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 秘書公室長。

（秘書公室長兼秘書課長 谷中 聰君登壇）

秘書公室長兼秘書課長（谷中 聰君） 議席番号2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答え申し上げます。

先ほど大久保敏夫議員の質問に答弁したとおり、副町長の必要性や人事につきましては、これは町長が判断し選任案を議会に提出すると、そういうものでございます。というわけで、町長の業務につきましては非常に多忙を極めておりまして、問題・不都合ということもございますが、中には職員では代行できない、そういう会議もございます。そういうこともありまして、そういう会議は欠席ということになってしまうのですが、5月の20日以降でそういう会議が10件ほど、県関連、あとは県西地方関連でございました。そういうことで、その必要性と申しますか、重要性については強く感じているところでございます。

以上でございます。

議長（大久保 武君） 教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） 議席番号2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えいたします。

児童生徒への影響ということでご質問をされました。これにつきましては、私どものほうには、その影響等、それから児童生徒に変わった様子等報告は受けておりません。

加えると、5月の下旬、6月上旬に町内の7つの各小中学校、学校訪問をいたしました

た。学校の様子、学校経営、そして児童生徒の様子を訪問させていただきました。非常に教職員、それから児童生徒が一体となって、授業や学校生活に意欲的に取り組んでいる様子を見ました。こういった中で、この事件による影響はないものと考えております。ご理解、ご協力をお願いして答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席番号2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えします。

初めに、給食センター新設と給食費についてですが、新設計画見直しとあり方、建設費用については、先ほど教育次長が答弁したとおりであります。

現在の給食センターは老朽化が激しく、町の総合計画においても建てかえを計画しておりましたが、これまでは学校の耐震化を優先するため、小学校の耐震補強、さらには中学校の耐震化に伴う建てかえを実施してまいりましたが、全校の耐震化が終了しましたので、懸案となっていた給食センターの建てかえを実施することになりました。給食センター建設は、計画から完成まで約3年を要するため、一日も早く実施設計を策定し、工事を進めたいと考えております。

次に、給食費の無償化についてですが、こちらも教育次長が答弁したとおりであります。学校給食費は、法律の規定により受益者負担が原則となっております。しかしながら、安全で安心な給食を提供するとともに、地場産の野菜を子どもたちに食べてもらう、いわゆる地産地消の観点から、原則として地元の野菜を多く使っているため、野菜が高騰したような場合は保護者の負担が大きくなりますので、八千代町では少しでも保護者の負担軽減になるよう児童生徒1人当たり年間5,150円を公費で補助し、給食費の保護者負担の抑制に努めております。議員各位のご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

また、8年も前から計画したと。計画して何で早くやらなかったとの質問等もありましたが、規模としては2,000人と。また、総合計画にもうたっていますので、今回提案する予定になっております。

次に、副町長の必要性や人事については、先ほど大久保敏夫議員の質問にも答弁しましたが、ご承知のように現在空席となっておりますが、私としては八千代町の行政組織の強化を図る上で大変重要な役職であると考えております。選任する際には、議会の同意を得ることになりますので、議員各位のご理解、ご協力を何とぞよろしくお願いしたい

と思います。

12月の定例会で、当面は置かないと申し上げましたが、今回は機構改革の中で、職員は地方公務員でありますので、副町長になると、職員が辞職して副町長という形でありますので、機構改革の一環として今回提案する次第であります。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

また、県迷惑防止条例の質問については、先ほど大久保敏夫議員の質問にも答弁したとおり、現在のところ状況を見守っているところであります。

次に、個人情報関係の質問についても、3月定例会で答弁したとおり、条例の規定に従い、個人情報を適正に取り扱うよう努めております。また、職員にも職務上知り得た情報を不当な目的に使用することのないよう周知し、個人情報の保護に努めておりますので、個人情報の漏えいはないものと認識しております。

以上であります。

議長（大久保 武君） 再質問ありますか。

2番、国府田利明議員。

（2番 国府田利明君登壇）

2番（国府田利明君） ただいま議長の許可をいただきましたので、再質問をさせていただきますというふうに思います。

項目3点についてでございますけれども、執行部また町長を含めた執行部の中で答弁をいただいたわけですが、まず給食センターについてでございます。町長からは、このままの11億円というふうな金額のまま計画を進めていくというふうな方針で決まっているのだというふうな答弁だったというふうに私は認識をし、また教育次長からは単独調理場については一応検討はしたのだけれども、細かい数字までは出していなく、センター一式をとることがよいというふうな形の中でなされてきたといった答弁だったかというふうに思います。

私が聞いているのは、町長、この新設計画についてどのぐらいの、何年後ぐらいの、5年後、10年後、20年後、30年後、このたしか国の定める基準というのが、給食センターというのは基本的には30年というのが一つの基準になっているというふうに私は認識はしています。ですが、実質は40年、45年使っているところ、それを超えるところというのは、自治体でも少なくはありません。町長、どうしてこの計画の何年先のことを私が聞いているのかという趣旨がきちんとあるわけです。

平成29年で1,938名、平成34年で1,645名、約300名減っていくのです。これを5年換算で計算していくと、端数を切ると1,900名から1,600名、1,300名、1,000名、700名、400名、100名、食べる人がどんどん減るわけですよ、この推移予測によると。現在これを、例えばこの間、私も視察研修等をしてまいりましたけれども、つくば市のすこやか給食センターでは、あくまでもつくば市というのは人口増のもとに、その人口増のもとにおいて、18億円かけて22施設9,400食ということでの規模でつくられているわけです。人口増です。八千代町は人口が減少するわけですよ、町長。要は7施設ですよ。各5の小学校と新しい中学校が2校で2,000食。ですが、食べる人がどんどん減っていくわけです。

それが、それだけのことをつくって本当に必要性がなくなった場合、人口減少対策というのは、例えば日野自動車関係の人たちがこっちに、八千代町にぼんと2,000人移住しますよと決まっているのだったら、ああ、そうですかというふうに、それは納得する部分が大いにあると思います。ですが、何も別に定住促進の結果が見られない。そういった中で、何年後のことを考えて、この給食センターのことをつくろうとしているのか。また、つくば市は先ほども言ったように22施設9,400食、これで18億円。単純に計算しても、ちょっと割高になっても、11億円という数字は、客観論からすればもっとコンパクトにできるであろうと思うのは、ごく自然のことかと思います。

そういった流れの中で、町長にこの給食センターについて2点伺いますけれども、こういったことを含め、何年後のことを考えて、この11億円を今すぐ7億円の借金して、町から3億2,000万円出して、そして今すぐつくる必要性和根拠について、きちんと納得がいくような答弁をいただきたいというふうに思います。

教育次長のほうには答弁は求めませんが、私が言いたいのは、8年前からこのことが問題視されていたのであれば、もちろん給食というのは必要不可欠なことであり、もちろん大切な問題ですが、執行部として段取りをきちんと持って、その8年間の間に総合計画があったなら、なおさらのことでしょう。そして、それを執行部から上げて町長に、町長から検討委員会に、また新たな候補地が挙がってきましたけれども、要は計画性のなさを私は言いたいわけです。自校式は自校式のメリットもきちんとあった中で、もっときちんと検討すべきだし、そういったことを含めて給食センターについてのこの2点は、このままコンパクト化する必要性和、逆に言うとその30年後、もしかしたら仮定で、今はこの推移でお話ししていますけれども、本当に食べる人がいなくなってしまった場合、その先のことまで考えているのでしょうか。この2点をきちんと答弁願

いたいというふうに思います。

続きまして、給食センターが終わりまして副町長のことにつきまして、先ほど秘書公室長のほうから答弁いただいて、5月に10件というふうな形で副町長……役場職員ではだめだと。副町長の必要性というものが答弁をされたわけでありましたが、町長が答弁したのは、町長の答弁では行政機関のそういった行政組織の改革に基づいて変わったのだと、そういった理屈の答弁がありました。そして、前大久保議員の質問の答弁の中には、議会最終日に出すのが今までの慣例だと。私もこの定例会の議案集が配られ、まず議会というのは議会運営委員会にかけられ、そして全員協議会が開かれ、議会が開かれ、そして私は一番最初にこの議案集を手にとったときに、もちろんこの人事案件はなかったわけです。副町長という重要な案件を決めるのに、逆に言うときょう大久保議員が質問されなかったら、私も初めて知りましたよ、あした上がってくることを。知っていた議員さんと知らない議員さんと、どういった形かわかりませんが、少なからず私は知らなかった。

人事案件を24時間で決めると。議案としてやはり上がってくる、そのぐらいやっぱり重要なことだと思います。それが、私は道義的に一般的ではないかと、町長、思いますけれども、町長はその辺も含めて、各議員の協力を得たいとおっしゃるのであれば、どういったお考えをお持ちなのかお伺いをいたします。

そして、町長の2つによる、みずから招いた告訴事件について答弁をいただいたわけですけれども、私が質問していることの内容と答弁がかみ合っていないなど、また改めて思ったわけでありまして。まず、教育長の答弁をいただきました。生徒の様子等を拝見して、そしてなおかつ今までそういったことが、事例が挙がってきたことがないといったことで答弁をいただきましたけれども、私は人の心の中までわかりませんので、それがかつ例えば本当にそう思っていたとして、では学校側に、言ったことが全てなのかということではなくて、少なからず私のところには4月に行われたPTA会議、安静地区総会、保護者の先輩もいる、後輩もいる、そういった声が上がっているのが、これが現実です。

主観的な話をしているのではないのです。客観的に何かの実データに基づいて、これがこうだからこういうふうになっていますというふうな理屈でお話するのであればいいですけれども、こうでありましたということは、逆に言うと私は町長が問題……テレビに大々的に報道されたときも、八千代第一中学校に学園祭なり入学式なり卒業式なり

行ったときは、すごくざわついていたし、そういったふうに私には映りました。ただ、私を感じたことですので、それはあくまで。ただ、そういったふうな声があるということは、きちんと把握をしていただきたいというふうに思います。

そして、町長に質問ですけれども、強制わいせつ県迷惑防止条例等におかれましては推移を見守っていくと。私が聞いているのは、説明をしてくださいというふうにも言いましたけれども、説明ができない理由は何ですかと聞いているのです。最高裁まで争うと自分でおっしゃっているわけですから、身は潔白だと言うのだから、身の潔白の説明ができない理由は何なのですかということ、先ほど言いましたとおり先輩や後輩や友人に聞かれたときに何と答えればいいのかと思うのです。そういった声があるから一般質問をするわけです。

そして、先ほど大久保議員のほうからもありました。町長がみずから27年の3月につくった政治倫理条例等にも同じ文言が入っているなどと思ったのです。「品位や名誉を損なう行為を慎むこと」というふうな文言で、町長がみずから提出した八千代町政治倫理条例というのがあるわけです。そして、議員の賛成多数により可決された。それが、その3カ月後に、町長のこの事件が起こっているわけです。自分で、品位や名誉を損なう行為は一切慎むこと、そしてその疑いを持たれる行為をしないこと。その文章だけ見れば、この品位や名誉を損なう一切の行為を慎むこと、その疑いを持たれる行為に当たるかというふうに私は感じますけれども、町長はどのようなお考えなのでしょう。

そして、こういった声がよく聞かれます。町長がみずから招いたことであり、1つのことが今度2つになり、告訴をされるような町長というだけで何らかの責任はとるべきかと思います。その責任について、どのようにお考えなのか。

また、起訴された場合は辞職されるのでしょうか。

なおかつ八千代町という町のイメージダウンをしたことに対する挽回をどのように考えているのか再質問をいたしまして、答弁を聞いて再々質問をしたいと思いますので、町長にこの給食センター、副町長、そしてこの2つの告訴事件について、活字の文章を読むのではなく、私が今質問したことをきちんと町民に説明できるような答弁を明確にお願いをして、再質問を終わります。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 国府田議員の再質問に答弁したいと思います。

給食センターの新設、金額の見直しと建設費用等も言われましたが、先ほど教育次長が申したとおりの予算でやっていきたいと考えております。

8年前から計画したと質問されましたが、8年前から給食センターの老朽化という意味でございまして、教育長のほうから、教育委員会のほうからいろいろ、できるだけ早くということではございましたが、先ほど申したとおり小学校の耐震、あるいは一中、東中の建てかえということで、その後、総合計画の中でうたっておりますので、今回提案したわけでございます。

計画、構造、整備費用等につきましても、少し大きいのではないかとということでございますが、将来確かに少子化の時代でございますが、町としても地方創生の中で、八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略あるいは総合計画の中で人口増ということで、できるだけ2,000人ぐらいは町としてもいろいろな手当てをやり、人口を維持したいと考えております。若干規模等におかれましては、2,000人の計画であります。いろいろアレルギーの子どももおりますので、また地産地消の関係もありますので、できるだけ今の計画した規模で建てていきたいと考えております。

そのほか副町長についてであります。副町長の人事等につきましては、今回機構改革の中で3月に提案する予定でございましたが、いろいろな事情等におかれまして提出しなかったわけではございますが、今回提案したいと考えておりますので、議員各位のご賛同をよろしくお願いしたいと思います。

また、2つの告訴事件についてですが、私としては県迷惑防止条例違反をしておりませんので、また個人情報の義務違反もしておりませんので、私としてはいろいろな形で検察の方からあると思うのですが、私は違反していないということで、これからも戦っていききたいと考えております。

以上でございます。

議長（大久保 武君） 再々質問ありますか。

2番、国府田利明議員。

（2番 国府田利明君登壇）

2番（国府田利明君） ただいま議長の許可をいただきましたので、再々質問をさせていただきますというふうに思います。

町長のほうから、給食センターのことについて答弁がありました。2,000人規模を確保していきたいと。どのぐらい先のことを考えているのですかということが一番最初から

何回も言っているのですけれども、この計画だと30年後100人しかいないのです。もしかしたら、いないかもしれないですよ。私がこの場で話していること、10年後、20年後、30年後先のことを見据えたことを考えて、私は発言しているつもりです。それだったら、ほかの自治体みたいにもっと給食費安くしてもらいたいよ、そういった保護者の方がいらっしやるというのはおわかりになると思うのです、私は。コンパクト化してつくることが、逆に言うといけない理由は町長、何なのでしょう。もっとコンパクト化してつくればいいのではないかとやっぱり思います。

私は単独調理場につきましても、何でそんなことを話をしているのかというのは、ほかの自治体も含めて、もっと前からきちんと検討すべきだったし、もう時間が過ぎてしまったことはしょうがないけれども、八千代一中、東中、建てかえるのであれば建てる時に、なおさら八千代一中は、その候補地として一度は挙がったのです。何にも考えていないから、こういうことになるわけです。一中建てて、東中建てて、そこから給食センター建てましょう。そういう理屈で物事が進んでいるから、そういうふうになるのです。その前から給食センターのことをきちんと考えていれば、では単独調理場についても、一中も東中も建てかえるのだから、そのときにどうしていこう。これから学校関係だって、このまま人口減少が進んでいけば、ほかの自治体の議員さんや違う人はこう言います。八千代町の人口からして、小学校が5校、中学校が2校、これは多いのではないか。なくなるところが本当に出てくるかもしれない。もちろん人口増するのは望ましいと思いますけれども、でも現段階では、それは理想論にしかすぎなくて、あくまできちんと結果としてそれが、町長、こうだからこういうふうな形でこういう経過があるので人口がふえますよ、見込まれますよ、説得力が全くない。そういった中で、それでもこの11億円の給食センターを新設することを続行するのか。

また、町長にお伺いをするとともに、これは逆に言うと11億円以上に膨れ上がることはもちろんないのか、それも確認しておきます。

さらには、この給食費の無償化について、これは先ほど説明があったように、基本的には給食費というのは保護者が負担をする。これは原則なのですけれども、自治体の努力によってそれを、負担を少なくすることは可能なわけです。そして、大子町がそれが一度無償化に成功したわけです。不可能なことを可能にしたわけです。私は、可能なことが不可能になることがあってはならない。でも、不可能なことを可能にしていくのが行政サービスだというふうに私の中では認識しています。その辺を含めて無償化につい

て、せめて半額免除を含めた中で町長はどういったことを考えていらっしゃるのか、再答弁願います。

そして、副町長人事案件につきましては、町長があした上げるということで、それは町長の権限で上げるわけですから、私がつべこべ言ったところで、ただ一般的に、ましてや前定例会でそういった動きがあった中で、きょうあした上げましょうと。周りの議員さんはどういうふうな認識をお持ちか、私はわかりませんが、私は本当に各議員に協力を求めたいというふうな気持ちがあるのであれば、もうちょっと段取りの仕方が違う。そういったふうに思いますが、それは答弁は結構です。

最後に、強制わいせつと個人情報漏えいについては、最高裁まで争う、もう徹底的に争うというふうな答弁の認識でよろしいのかなというふうに思いますので、町長からは身の潔白だと、町民や議会へ説明をする気がない。私は、説明してくださいと何度も言っているのですけれども、これだけ説明しなくて自分の身は潔白だと。起訴されたらどうするのですか、答えません。ということは町長、1点だけ聞きます。ということは、強制わいせつのこと1件、もう一件、新たな個人情報のこと1件、これを争うのでしょうか。これから争っていくのでしょうか。

給食センターのことと、この2つの町長がみずから招いた告訴事件について、私は政治倫理条例のことも町の挽回もどうやってするのですか。町長からは、日野自動車が、企業誘致こうしますよ、ブランド化こうしますよ、何もできていないです。少なからず私が議員になって……

（「時間なくなっちゃう。終わるよ」と呼ぶ者あり）

2番（国府田利明君） ですので、町長からイメージダウンの挽回をする方法につきましても、こういった意向があるということを含めて、再々質問にきちんと答弁していただきたいというふうに思います。給食センターと2つの告訴事件について、よろしくお願いいいたします。

議長（大久保 武君） 町長。

時間がないですから、簡潔にお願いします。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 給食センターの新設の規模につきまして、今の給食センターは4,000人の規模で開始した状況でございます。今回も2,000人規模ということでございまして、見直し等におかれましても予算については、できるだけ精査して、できるだけ金

のかからない建設費用をもって当たっていきたいと考えております。

そのほか町長による告訴事件であります。私は何回も質問されましたので、あれほどないように、違反をしておりませんので、2つの事件につきましてはそういうことでありますので、皆さんには説明しませんが、警察あるいは検察庁には自分なりに説明をしていきたいと考えております。

以上であります。

議長（大久保 武君） 以上で2番、国府田利明議員の質問を終わります。

ここで、答弁者の入れかえを行います。答弁関係課長の入退場を許可いたします。

次に、1番、増田光利議員の質問を許します。

1番、増田光利議員。

（1番 増田光利君登壇）

1番（増田光利君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして質問します。大きくは、認知症対策及び成年後見制度と、鬼怒川・小貝川下流域の大規模氾濫に備える「第3回減災対策協議会」の報告についての3点について質問します。

初めに、認知症対策について質問します。最近、八千代町の防災無線でも、高齢者の探索の協力要請が放送されました。認知症による徘徊が理由と思われ、家族の方の心労を思えば地域の課題として取り組む必要があると思います。実際、認知症は増加傾向にあると言われております。厚生労働省の推計では、高齢者の約4人に1人が認知症の人、またはその予備軍と言われております。高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加しております。国内では、2012年、平成24年時点で460万人、約7人に1人いると報告されております。また、2025年、平成37年には約700万人、約5人に1人にふえると言われております。

そこで、1つ目に、八千代町における認知症者数について、保健福祉部長に伺います。認知症者数については、家族で抱え込むなど社会的に認知されにくい面もあり、実態数を把握するのは難しい面があると思います。今後の認知症対策にとって、民生委員や地域住民の協力は欠かせません。認知症者の実態調査では、どのような方法で把握していますか。

また、保健福祉予算の中で認知症対策にどのくらい計上していますか、伺います。

認知症対策について、国では2015年に新オレンジプランという国家戦略が策定されました。その基本的考え方として、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた

地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すとしています。その中では、認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備が必要と述べています。認知症対策の早期対応のために、医療介護チームをつくったり、認知症の人や家族が集える認知症カフェをふやしたいといった目標を掲げております。八千代町でも、地域包括支援センターで「オレンジカフェやちよ」施策が取り組まれているようですが、実態はどのようになっているのか伺います。

関連した内容で、私は以前、地域にお茶飲み場の設置を、医療問題について一般質問した中で提案しました。提案理由は、高齢者が地域において孤立している実態があるからです。地域に会話がないと、多くの人が訴えています。その対策として、地域ごとにお茶飲み場をつくることでコミュニケーションを図り、地域問題の解決の糸口として活用すべきと提案しました。そういう意味で、高齢者が話し合える機会がある老人会組織があります。しかし、地域によっては役員のなり手がいないので潰れているとも聞きます。老人会が存続できなくなっている理由は、ほかにもいろいろな要因が考えられると思います。地域に会話を取り戻すために、老人会という名称は別にして、地域に集まるお茶飲み場の設定に行政側も協力して、強化、再構築する必要があると思います。どのように取り組むか伺います。

次に、国では認知症地域支援推進員を全ての市町村に配置することで、2018年、平成30年度から企画しています。認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成し、880万人を超えていると言われております。八千代町では、第5次総合計画の中で高齢者の福祉の充実の項目で、この認知症サポーターの養成と認知症地域支援推進員の配置の取り組みを施策として位置づけております。現在の状況と今後の展望について質問します。

次に、成年後見制度について町長の見解を伺います。先ほどより認知症問題について取り上げてきましたが、それに付随してくる問題が認知症患者の財産管理の問題です。単に遺産相続の問題など法律面の解決だけでなく、現実の本人の生活環境の問題も絡んでいるので、家庭内外でトラブルになる可能性があります。税の徴収はどうするのかなど、行政にとっても影響が考えられます。認知症高齢者や、ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれます。保健福祉部では、成年後見制度についてどのように取り組んでいますか、質問いたします。

厚労省の成年後見制度の目的では、今後成年後見制度において後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定される。したがって、こうした成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職後見人がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民後見人を中心とした支援体制を構築する必要があるとしております。このため、認知症の人の福祉を増進する観点から、市町村において市民後見人を確保できる体制を整備強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業であって、全国的な波及効果が見込まれている取り組みを支援するものであると述べています。近い将来、八千代町でもこの課題の取り組みの必要が考えられます。八千代町について、将来を見越した成年後見制度について、町長の見解を伺います。

続いて、3点目の鬼怒川・小貝川下流域の大規模氾濫に備える「第3回減災対策協議会」が5月11日に開催されたことが報道されました。各自治体それぞれの取り組みの報告がされたようですが、その概要について総務部長の報告を求めます。

特に2年前の関東・東北豪雨で大きな被害を受けた常総市の取り組みの紹介では、住民が避難時の行動を事前に分かる全国初の「マイ・タイムライン」の作成活動が報告され、市内2地区で始めた活動を、今後市内全地区に拡大する考えであることが報道されました。八千代町でも参考にできるのか質問します。

29年度の防災訓練が5月28日に開催されました。昨年に引き続き継続開催されたことは、鬼怒川水害の教訓化として高く評価しています。そこで、昨年実施した防災訓練における反省点と課題について質問します。前回の定例会の私の質問に対する総務部長の、その当時総務課長ですけれども、の答弁では次のように述べています。「防災計画の改定について見直しを行い、地震や一昨年の水害対応に関する反省点や課題、近隣市町における検証結果、要支援者に対する支援体制など多岐にわたり見直す」としています。見直した点は、具体的にどのようなことであったのか質問します。

また、私は住民の避難訓練に関連して、今年第1回定例会の一般質問で次のように提案しました。災害時、逃げおくれやすいのは高齢者、障害者、子どもたちです。このような人たちを行政区単位で、事前に誰が誰を避難誘導するのか、名簿等を作成しておいて、世帯ごとに把握できるように共有しておく方法です。このような各世帯の実情については、区長を初め地域住民の方はよく把握されていると思います。地域住民間で話し合っ、どのように避難誘導するか決めておく必要があります。

そこで、町当局の主導で行政区住民と協議して情報を共有化することで、実際の避難訓練のとき行動指針として役立つように働きかけることと提案しました。再提案したいと思います。先日の避難訓練時の講演でも同様なことが触れられていました。つまり、逃げおくれやすい人を含む個々人の実情に即した名簿を作成することを、地域住民と協力して行政として取り組むことを要望します。取り組む考えはあるのか、総務部長に伺います。

以上で質問を終わります。再質問をしませんので、明確な答弁を求めます。

議長（大久保 武君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 相田敏美君登壇）

保健福祉部長（相田敏美君） 議席番号1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えします。

認知症について、八千代町における認知症者数についてでございますが、認知症の診断につきましては、介護保険の認定申請の際に、主治医の意見書を請求して審査を行っております。意見書の項目に認知症自立度があり、認知症の症状に応じて8段階に区分されています。認知症の診断については専門の医師でも意見が分かれるところであり、個人ごとにそれぞれを把握している現状でございます。また、介護認定の申請をしない人の中にも認知症の方がいる場合もありますので、統計的な数字での把握は難しい状況であります。ただ、超高齢社会となった今日、認知症の症状がある高齢者は相当数いるものと考えております。先ほど議員がおっしゃいましたように、新オレンジプランの中では、平成37年には65歳以上の方が5人に1人と推計が出ているような状況でございますので、そういうものを参考にしてみたいと考えております。

次に、認知症の実態はどのように把握していますか、保健福祉の予算の中で認知症対策にどのくらい計上していますかについてでございますが、認知症の実態把握につきましては、民生委員さんを初めとする地域の状況に詳しい方々からの情報提供や、居宅介護支援事業所及び介護施設等の介護支援専門員や介護職員の方々からの情報提供、さらに地域包括支援センターの職員などが訪問をして実態の把握に努めております。また、認知症対策の予算についてでございますが、認知症対策に限った予算であれば介護保険特別会計の中で認知症施策推進事業費として、平成29年度は57万2,000円を計上しております。

次に、認知症対策として具体的にどのように取り組んでいますか、早期対応のために

医療介護チームをつくる計画はありますかについてでございますが、平成27年の介護保険法の改正に伴いまして、平成30年3月を目途として新しい事業の実施が義務づけられました。その一つとして、認知症初期集中支援チームの配置があります。認知症専門医を含めた保健師等の医療系職員と介護福祉士等の介護系職員で組織した認知症初期集中支援チームを地域包括支援センターに配置するものです。複数の専門職で、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問しまして、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うこととなります。現在、配置に向けた体制の整備を進めているところでございます。

次に、認知症の人や家族が集える認知症カフェについてでございますが、認知症カフェにつきましては、平成28年度から開催に向けて「あんしん高齢社会応援ボランティア講座」を開設しましてボランティアの養成を行い、ボランティアの方の協力を得ながらの準備を進めてまいりました。そして、このたび平成29年5月17日に第1回目の「オレンジカフェやちよ」、いわゆる認知症カフェを八千代町立図書館で開催いたしました。認知症の方とその家族、ボランティアスタッフを含めて25名の参加がありました。今後、毎月第3水曜日の開催に向けて、広報紙等でお知らせをし、参加者を募ってまいります。カフェの内容につきましても、参加者の情報交換や認知症に対する相談など本人や家族を支えていくためのカリキュラムを中心に、体操などの運動を取り入れて進めてまいります。今後も参加者に有意義なカフェ運営ができますよう事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域活性化のため老人会の再構築についてどのように取り組んでいますかについてでございますが、現在町内には18の単位老人会、老人クラブ等がございます。主に行政区を単位として老人会、老人クラブが設立されていますが、会員の高齢化が進んでおり、役員となる後継者がいなくて解散になるといった事例は多くあるようです。町といたしましては、老人会への補助金や社会福祉協議会が組織する老人クラブ団体連合会への委託事業などを通して組織の活性化を図っておりますが、老人会等の減少に歯どめがかかるまでに至っておりません。今後は、前期高齢者と言われる60代の高齢者を中心としたシニアクラブ、シルバークラブといった新たな組織の立ち上げなど高齢者施策の一環として事業が展開できないか検討を重ねてまいります。

次に、認知症サポーターの養成と認知症地域支援推進員の配置は考えていますか、また現在の状況と今後の展望についてでございますが、認知症サポーターの養成につきま

しては、地域包括支援センターを中心にして養成講座を開催しております。平成28年度の開催回数は8回で、174名のサポーターを養成いたしました。平成22年度の養成開始から、この平成29年5月末現在で、養成サポーター数は1,236人です。総人口の約5.3%となっており、県内でもこの数字は高い水準となっております。

また、認知症地域推進員の配置についてですが、認知症地域支援推進員は認知症の人ができる限り住みなれたよい環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策の事業の企画調整等を担っております。この認知症地域支援推進員につきましては、平成28年4月から地域包括支援センターに1名を配置しています。また、認知症カフェの開催も担当しております。

なお、今後の展望についてでございますが、認知症高齢者は今後も増加が見込まれておりますので、認知症の方やその家族の方々が安心して暮らしていけるよう、国、県の施策の動向を見ながら地域の特性に合った事業が展開できるよう、地域包括ケアシステムの構築と併せて事業を推進してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、成年後見人制度について、成年後見制度についてどのように取り組んでいますかでございますが、成年後見制度につきましては、平成12年4月に旧来の禁治産・準禁治産制度にかわって設けられた制度でございます。介護保険制度の導入と併せて同時施行された制度ということで、成年後見制度につきましては認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的にも支援するものであります。将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」と、家庭裁判所に審判の申し立てをして、援助者として成年後見人・保佐人・補助人が選ばれる「法定後見制度」がございます。

成年後見制度を利用するためには、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てが必要になります。申し立てができるのは、本人、配偶者、4親等内の親族、検察官など民法に定められており、市町村長も申し立てができます。申し立てには、申し立て手数料や登記手数料のほか診断書などが必要になります。また、本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために、医師による鑑定が必要な場合もあります。

町では、成年後見制度の利用に対する支援を行うことにより、判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障害者及び精神障害者の権利擁護及び福祉の増進を目的に、平成

22年2月に八千代町成年後見制度利用支援事業実施要綱を定めています。

要綱では、生活保護法に規定する被保護者や申し立てに要する費用に関する支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある方などに、申し立て費用や報酬等の負担を町が助成できることを定めております。

成年後見制度の周知や取り組みにつきましては、認知症高齢者は地域包括支援センター、障害のある方は福祉課を中心に制度の利用促進を図っている状況でございます。今後ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、制度の有効利用が図れるよう介護支援専門員や介護施設、障害者施設関係者への研修等で制度の普及啓発を図ってまいりたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 総務部長。

（総務部長 鈴木一男君登壇）

総務部長（鈴木一男君） 議席番号1番、増田議員の通告による一般質問にお答えいたします。

まず、「第3回減災対策協議会」の概要についてのご質問ですが、鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会は、平成27年9月の関東・東北豪雨による大規模浸水被害を受け、河川管理者、県、関係市町等が連携、協力して水防災意識社会を再構築することを目的とした協議会で、去る5月11日に開催されました第3回の減災対策協議会におきましては、主に平成28年度「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく鬼怒川・小貝川下流域の減災に係る取り組み方針の進捗状況についての報告と、関係首長からの災害対策に係る取り組み等の意見交換が行われました。

意見交換の主な内容といたしましては、災害から被害を最小限に食いとめるには、自助、自分の身は自分で守る、また共助、ともに助け合うということが重要であるといったご意見や、また水害は予測できる災害であるということで、「マイ・タイムライン」ということで自分の避難行動計画を事前に用意するとか、また常総市でも問題になりましたが、広域避難の体制づくりを進めていこうとか、また関係者の出席の中で県、また気象庁、国土地理院等も出席しておりましたが、県の土木部のほうからは、県管理の河川、そういった整備についても進めていきたい。また、気象庁からは、わかりやすい気象情報の伝達に努めていきたいと。それから、国土地理院からは、ハザードマップまたマイ・タイムラインということで、そうした作成活動があるわけですが、その際の情報提供に

つきましては積極的に進めていきたいということでもあります。また、国交省のほうからは、鬼怒川プロジェクトにもありますようにハード面の整備ですか、積極的に進めていきたいというようなご意見がございました。

ご質問の1点目、常総市の「マイ・タイムライン」の作成活動の報告について、八千代町で参考となる報告であったのかにつきましては、当日の協議会では資料の提供のみで、詳細の説明はございませんでしたが、今年2月に常総市若宮戸地区、根新田地区において地域住民参加により開催されたマイ・タイムライン検討会へは、当町からも担当職員が出席した経緯がございます。

マイ・タイムラインは、台風等の接近によって河川の水位が上昇するときに、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、取りまとめたもので、洪水発生時の避難行動のチェックリストとして、また判断のサポートツールとして活用することで、「逃げおくれゼロ」に向けた効果が期待され、非常に参考となる内容であると考えております。

当町におきましても、今後の避難訓練や地域での学習会、また地区コミュニティ推進協議会などとの連携により、町民の皆様はこの活動を広めてまいりたいと考えております。

次に、防災計画の改定についてのご質問であります。八千代町地域防災計画につきましては、災害対策基本法に基づき、震災、風水害、火災、事故災害等の対策を体系化したもので、今年度、全面改定することで予算計上しており、現在のところ発注に向けて準備等を進めているところでございます。

具体的な改定作業に当たりましては、本計画は本町に係る防災に関し、町の処理すべき事務または業務を中心として防災関係機関の処理すべき業務を包括した総合的かつ基本的な計画となることから、総論、地震災害対策計画編、風水害対策計画編、大規模災害対策計画編の全編において見直し作業を進め、最終的には八千代町防災会議において作成することとなりますが、原案を作成する過程の中では、3月の議会定例会で答弁させていただきましたように「地震や一昨年の水害対応に関する反省点や課題、近隣市町における検証結果、要支援者に対する支援体制など、多岐にわたり見直す」ということで、過去の災害事例や検証結果、参考資料等を収集、調査し、策定作業を進めていきたいと考えております。

続きまして、3点目のご質問の避難訓練準備について、地域住民の個人の実情に即し

た名簿を作成することを行政として取り組むことについてでございますが、高齢者や障害者など、災害発生時の避難行動時に支援を必要とする方の名簿作成に関するものと思われませんが、今年3月に防災計画の一部改定を行い、「避難行動要支援者」の対象者の範囲等を追加し、現在、福祉課と連携して名簿の作成に取り組んでいるところであります。

要支援者名簿は、その性質上、随時更新されるべきものであり、名簿の加除につきましては迅速さが求められる上、名簿の整備、運用には個人情報に関する制約もあることから、慎重に進めなければなりません。今後は、行政区長、民生委員、母子推進員の方々の協力を得ながら作業を進めていくとともに、行政区など地域における防災訓練においても、名簿活用による要支援者の支援も含めた訓練を取り入れていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席番号1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えします。

初めに、成年後見人制度について、成年後見制度にどのように取り組んでいくかについては、担当部長が答弁したとおりでございます。

次に、制度の見解についてでございますが、制度の普及に関しましては、それぞれの担当課において制度の普及促進を図っていききたいと考えております。また、平成29年3月24日、政府において成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。促進法第23条第1項において、国の基本計画を勘案して市町村における成年後見制度の利用促進に関する政策について基本的な計画を定めるよう努めるものとされております。計画の策定について、特に後見等の担い手の確保として、市民後見人の研修、育成、法人後見の担い手の確保など県レベルで取り組む課題もありますので、今後、県と連携しながら検討してまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

議長（大久保 武君） 再質問ありますか。

1番（増田光利君） ありません。

議長（大久保 武君） 以上で1番、増田光利議員の質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

---

議長（大久保 武君） 次回は、あす午前9時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 零時24分）